朝鮮豆知識
9
人　権

朝鮮・平壌

チュチェ106(2017)

朝鮮豆知識
9
人　権

朝鮮・平壌
外国文出版社
チュチェ106(2017)

目　　次

１．朝鮮では人権についてどう見ているのですか？

人権に対する朝鮮民主主義人民共和国の見解は一言で言って、人権は自主的な権利であり、真の人権の体現者は人民大衆であり、人権すなわち国権だということです。

２.人権はどうして自主的な権利だと言うのですか?

人権は文字通り人間の権利であり、したがって、それがどんな権利かという定義は、当然人間の本性から出発して規定されるべきです。

人間は自主性を本性としています。

自主性は、世界と自己の運命の主人として自主的に生き、発展しようとする社会的人間の属性です。

社会的存在である人間にとって、自主性は生命です。

自主性の実現なしには、人間は社会的存在としての尊厳と価値を持って人間らしい幸福な生活を営むことができません。

人間が自主性を実現するためには、そのための権利を持っていなければなりませんが、それがほかならぬ人権です。

３．人民大衆はなぜ真の人権の体現者だと言うのですか？

人民大衆は自然と社会のあらゆる束縛から解放され、自主的かつ創造的に生き発展する権利、すなわち自主的な権利を求めており、それを実現する能力も持っています。

歴史的事実が示しているように、それぞれ異なる時代に人民大衆が獲得した権利はすべて、彼らの要求と努力によって得られたものです。

人民大衆が要求し、その努力によって実現する権利こそ、真の権利だと言えます。

社会的集団の自主的要求は、集団の生存と発展を図る社会構成員の共通の要求であり、個人の自主的要求は集団の平等なメンバーとしての要求すなわち集団によって当然保障されるべき要求です。

社会的集団である人民大衆の要求は、社会共通の要求を代表し、社会的集団の各構成員の要求とも一致します。

人民大衆によって持ち出され、実現する人権こそ、集団の要求と、個々の構成員の要求を同時に実現しうる真の人権です。

４．人権即国権とはどういうことですか？

人権即国権とは、人権は国家の自主権を離れては成立しないという意味です。

人民はそれぞれの国家を単位にして自己の自主的要求を実現していくのであり、この人民の自主的要求をそれぞれの国家を単位にして実現するための権利こそがほかならぬ国家の自主権です。

地球上のそれぞれの国の人民は、自国の制度的かつ法律的な保障の下に自己の自主的要求を実現する権利としての人権を行使します。

ある国が国家の自主権を喪失している場合は、国民の人権と人権の保障について論ずることは単なる机上の空論にすぎません。

朝鮮のかつての植民地の歴史や現在のイラクをはじめ世界の多くの国に見られる外部支配主義勢力による人権蹂躙行為がそのことを実証しています。

５．基本的人権についてどう解釈しているのですか？

西側諸国では、基本的人権を、1789年８月26日、フランスで採択された「人間及び市民の権利宣言」

と、1776年７月４日のアメリカの「独立宣言」にその根元を求めています。

フランスの人権宣言は「自由、財産、安全及び圧制に対する反抗」を、アメリカの「独立宣言」は「生命、自由及び幸福の追求」に対する権利を基本的人権だと主張しており、また平和に対する権利、環境に対する権利を基本的人権に含める見解もあります。

しかし朝鮮では、基本的人権を人間のすべての権利の基礎をなす源泉的な最重要権利と認めています。つまり基本的人権は、それなしには他の権利の実現は及びもつかない権利だと解釈しています。

６．基本的人権にはどんな権利が属すると見ているのですか？

朝鮮では、基本的人権には社会的・政治的権利、尊厳に対する権利、生存権、不可侵権が属すると見ています。

７．社会的・政治的権利とはどんな権利ですか？

社会的存在である人間にとって、社会的・政治的自主性は生命です。

社会的・政治的自主性のない人間は、肉体的生命はあっても、社会的には死人と変わりがありません。

社会的・政治的自主性は、国家主権の実現と国家の管理及び社会政治活動に参加する自由と権利を内容とする権利、すなわち社会的・政治的権利の保障並びに行使を通じて実現します。

人間が社会的・政治的権利を持ってそれを行使する政治の主人になれないならば、経済的・文化的権利も保障されるはずがないのです。

このことは、社会的・政治的権利が人間のすべての権利の基礎となる基本的な権利であり、一人ひとりの人間が国家と社会の主人としての地位を占め、主人としての役割を果たせるようにする最も重要な権利であることを意味します。

８．尊厳に対する権利とはどんな権利ですか？

世界で最も尊厳のある貴重な存在はほかならぬ人間です。

世界の万物は、人間を尊厳のある貴重な存在に押し立て、人間に奉仕する時にのみ存在価値があると言えます。

人間の尊厳と価値は、社会的・人格的平等が保障され、個性の自由な発展と人間としての処遇を受ける権利の行使を通じてのみ立派に実現し、輝くのです。

人格的差別はいかなる理由によれ、人間の尊厳を冒涜する行為であり、人間を奴隷化し、非人間的な汚れた道徳を強いるのは人間の尊厳をおとしめ、人権を蹂躙するいまわしい行為です。

９．生存権とはどんな権利ですか？

経済生活は、人間の生存と発展にとって必須の社会生活分野です。

人間は、労働の権利、所有権を基本とする経済生活上の権利、生存権を確保し、それらを自由に行使することによってのみ人間としての存在を維持し、生を輝かせていけるのです。

10．不可侵権とはどんな権利ですか？

人身上の自由がなければ人間はいかなる権利も行使できません。

人間は、理由もなく拘束され逮捕されることのない権利である人身の不可侵権が保障されてい

て初めて、自らの人権を十分に行使することができるのです。

11．人権の基準についてどう解釈しているのですか？

人民の人権的要求と志向を反映し、実現する尺度が人権の基準であり、人民がよしとすれば、それが公正な真の人権基準となります。いかなる国であれ、人権を要求し、実現するのは人民であり、人権状況の良し悪しを判断し、評価するのも人民です。

人権基準はまた、それぞれの国民の要求に即して定められなければなりません。なぜならば、政治制度をはじめ歴史、風習、経済、文化のレベルと生活様式は国によって異なるからです。

国際人権協約の人権基準を尊重しつつも、自国民の要求と国情に即して人権基準を定め適用するのは、各国の自主権に属する問題です。

12．人権保障制度はいつから形成されたのですか？

朝鮮における人権保障制度は、朝鮮が日本帝国主

義の植民地支配から解放された1945年８月15日以後に形成され始めました。

13. 植民地的反人権法はどう処理されたのですか？

帝国主義の植民地下にあった国々では独立後植民地時代の法をある程度残存させ、あるいはそれを参考にして新法を制定するのが避けがたいこととなっていましたが、朝鮮ではそうされませんでした。

朝鮮では解放直後、日本帝国主義植民地統治下の法と規定が一切効力を喪失し、新社会の建設と朝鮮人民の利益に反するいかなる法秩序も許さないということが宣言されました。

つまり朝鮮では、植民地悪法の完全廃止を行った上で、人民の民主的かつ革命的な法意識に基づき、新社会建設の要請に即して、人民の自由と権利の保障を図る新しい法制度及び法秩序を立てる原則を確立しました。

14. 最初の人権諸法はどう制定されたのですか？

朝鮮には解放直後統一的な中央立法機関が存在しなかった実状にあって、まず人権法の制定機構を

設け、その機能と役割を高めることが、人権の保障・樹立上重要な問題として提起されました。

こうして全国各地で人民大会、住民総会などさまざまの形式の集会を開き、ここで彼らの総意によって選ばれた代表をもって地方政権機関を組織し、それら地方政権機関は、新しい民主的法秩序を立てるための人民的かつ民主的な施策を打ち出し、その実現を図る決定、指示、布告などの法規を制定し、実施しました。

15．司法の民主化はどう確立したのですか？

朝鮮における司法の民主化は、日本帝国主義の植民地統治に利用されていた古い司法制度を撤廃し、人民の権利と利益を守る人民的かつ革命的な司法制度を樹立するためのものでした。

1945年11月には、北朝鮮行政10局の一つである司法局が組織され、行政的体系による各級検察所と裁判所の組織に関する規定が作成され、裁判における２審審級制が採用され、人民参審員制の実施が決定されました。

1946年２月の北朝鮮臨時人民委員会の樹立後、司

法の民主化はいっそう促されました。
　「北朝鮮臨時人民委員会司法局裁判所、検察所の構成と職務に関する基本原則」「北朝鮮司法機関の刑事裁判に関する規定」「判事選挙に関する決定」など各種の法規が制定されました。
　こうして朝鮮では、解放後短時日にして人民の権利と自由を守り、新社会の建設を確固と裏打ちする民主的な司法制度が確立したのです。

16．民主的な選挙法制度はどう打ち立てられたのですか？

　朝鮮における民主的な選挙法制度は、北朝鮮臨時人民委員会が制定した、地方主権機関の代議員選挙と中央主権機関の代議員選挙と関連した法によって打ち立てられました。
　これらの選挙法によって、選挙の根本的原則と有権者名簿の作成手続き、投票及び投票結果の確定手順など民主的な選挙を行うための全般的規範が包括的に規定されました。
　普通、平等、直接の原則により、秘密投票の方法で行われる民主的な選挙原則を法制化し、

選挙において人民の便宜を図るための最大の考慮がなされたことに、これら法の重要な特徴があります。

このような民主的選挙法制度の確立により、解放後朝鮮で初めて行われた地方主権機関の選挙には有権者総数の99.6%が参加しました。

また、1947年２月の中央主権機関代議員の選挙では、女性34名、企業家７名、商人10名、手工業者４名、宗教者10名を含む237名の各階層代表が代議員に選ばれました。

民主的な選挙法制度の樹立により、朝鮮人民は自己の主権を自らの手に握って、自らの政治的権利を存分に行使する強固な法的裏付けを持つことになりました。

17. 民主的な労働法制度はどう打ち立てられたのですか？

朝鮮では、1946年６月24日、北朝鮮臨時人民委員会の決定による労働法令が発布されました。

26条からなる「北朝鮮の労働者、事務員に対する労働法令」には、労働と休息に関する民主的な

自由と権利が全面的に規定されています。

労働法令の内容中とりわけ重要なのは、労働者、事務員に対する８時間労働制の実施が規定されていることです。

８時間労働制の実施規定により、無制限の労働時間と過酷な労働を強いられた日本帝国主義植民地時代の強制労働の残滓は完全に払拭され、新しい労働生活の道が開かれることになりました。

労働法令にはまた、有害労働部門と地下で働く労働者には７時間労働制を実施すると規定されています。

少年労働を完全に禁止し、女性労働者を特別に保護することも規定されています。

その他労働法令には、植民地飢餓賃金制の完全撤廃、労働者、事務員の定期的な有給休暇制及び有害労働と危険な作業を行う労働者への補充休暇制などの実施、労働能力の喪失者と死亡者への医療及び補助金の支払いなど社会保険制の実施と関連した諸問題も規定されています。

18. 男女平等権法制度はどう打ち立てられたのですか？

北朝鮮臨時人民委員会は1946年７月30日、「北朝鮮男女平等権に関する法令」を発布しました。

法令は、長年社会的に見捨てられ虐待と蔑視の中でみじめに生きてきた朝鮮の女性が、政治・経済・文化生活など社会生活の全般的分野で男性と平等な権利を持つと規定しています。

男女平等権法令はまず、女性に男性と等しい政治的自由と権利を保障しています。

法令によって、すべての女性は、男性と同等の権利を持って各級主権機関の選挙に参加し、選挙権と被選挙権を行使しうるようになりました。

男女平等権法令はまた、女性は男性と全く等しい労働の権利と教育の権利を有すると規定しています。

ほかにも、結婚年齢とともに女性は自由結婚及び自由離婚の権利、児童養育費の請求権、男性と同等の財産及び土地の相続権を持つということ、一夫多妻制や人身売買のような女性の人権を蹂躙する封建的な遺習や公娼・私娼及びキーセン制度を廃止するということなどが規定されています。

19．憲法による民主的人権法制度の定着はどのようにしてなされたのですか？

1948年９月、朝鮮民主主義人民共和国の創建と同時に共和国憲法が採択されました。

既に個々の法規によって人民に保障されていた民主的な自由と権利はすべて憲法によって総合的に定着されました。

社会生活の各分野における公民の同等権を規定した憲法は何よりもまず、政治生活分野における選挙権と被選挙権、言論、出版、集会、示威、結社の自由、政党、社会団体、各種団体の組織と加入の権利、信教及び宗教儀式挙行の自由を規定しています。

また、経済生活分野における勤労者の権利として、同一の労働には同一の報酬を受ける権利、社会保険制による物質的救護を受ける権利、中小商工業を経営する権利が規定されています。

さらに、社会生活分野における権利として、初等義務教育と専門学校、大学において国家負担による教育を受ける権利、婚姻及び家庭の保護を受ける権利、人身不可侵の保障を受ける権利、苦情申し立て及び請願の権利なども規定されています。

その他、国際主義的原則を踏まえて庇護権と少数民族公民の同等権が規定されています。

共和国憲法の採択により朝鮮では、人権法制度上最重要な問題である国の基本法の制定問題が全的に解決され、人権法規の制定を行いうる立法的基盤が整い、国の人権法は整然としたシステムの下に発展しうるようになりました。

20. 朝鮮では戦時中、人権法制度がどう維持されたのですか？

普通、戦時には平和時の人権保障制度が廃止されるとか、有名無実になって、数多くの難民や孤児が生じ、人民生活の零落は避けられないと見なされていますが、アメリカの引き起こした去る朝鮮戦争（1950～1953）の際、朝鮮では人民の権利の保障を定めた法規の引き続く制定及び実施がなされました。

内閣決定「戦災民の救護対策に関する決定書」「祖国解放戦争時における人民生活の安定対策に関する決定書」などの法規が採択されて、戦争によって生じた多くの戦災民と戦災孤児のための戦災民収容所、養老院、愛育院が設置され、また、人民に食

糧の配給と住宅の提供がなされ、給養網と商業網を通じたさまざまの便宜が与えられました。

また、内閣決定「災害を被った農民に営農用食糧を貸与することに関して」「労働者、事務員の住宅保障対策について」をはじめ種々の法規の制定を通して、貧農と被災農民の生活及び生産条件が整い、戦争によって職を失った人々に職場が提供され、労働者、事務員の生活の安定は保たれました。それに物質生活面だけでなく、文化生活の確保・向上に対する諸種の教育及び文化関連法規も制定されました。

こうして朝鮮では、厳しい戦争のさなかにも飢え死にしたり住家がなくて路頭に迷うような人はなく、子どもたちの学校生活も正常に行われました。

21. 朝鮮では戦時中、人権保障制度がどう強化されたのですか？

戦争中朝鮮の人権保障制度は、単に維持されていたのでなく、さらに強化されました。

そのことは戦時中に実施された無料治療制一つを取ってみても十分に理解できるでしょう。

政府は重い国家的負担と戦時の重畳たる困難の

中でも、人民の生命と健康を守るべく、1952年11月、全般的無料治療制の実施に関する内閣決定第203号を採択しました。

内閣決定には、国家治療予防機関における入院治療と外来治療ならびに薬代を無料とし、軍の病院も一般住民に対する全般的無料治療制を実施するということが規定されています。

こうして、戦争さなかの1953年１月１日から史上最初の全般的無料治療制が実施されることになりました。

22. 社会主義的人権保障制度はどう打ち立てられたのですか？

戦後の復興建設と社会主義革命が遂行され、社会主義建設が強力に推し進められる中で、社会主義社会に生きる人たちの当然の権利と自由を全面的に法制化し、それを裏打ちすべき社会主義的人権保障制度を確立することが当面の任務として持ち上がりました。

そうした要請に応えて朝鮮では、1970年代に社会主義憲法が採択され、この社会主義憲法に基づいて

部門別人権法が新たに制定されることによって、社会主義的な人権保障制度が基本的に確立しました。

23. 社会主義憲法はどう採択されたのですか？

朝鮮では、1972年12月、最高人民会議第５期第１回会議で「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法」が採択されました。

憲法は、共和国公民の基本的権利に関しては、まず、公民の権利と義務の基礎は集団主義の原則であることを明らかにした上で、国家がすべての公民に民主主義的権利と自由、幸福な物質・文化生活を実質的に保障し、社会主義制度の強化とともに公民の自由と権利もさらに拡大されるであろうことを明らかにしています。

また、選挙権と被選挙権、言論、出版、集会、結社及び示威の自由、信教の自由と苦情申し立て及び請願の自由など、政治生活分野における公民の権利を規定しています。

さらに、労働の権利、休息の権利、無料で治療を受ける権利、教育を受ける権利、科学及び文学・芸術活動の自由など、経済・文化生活面での公民の権

利を規定しています。

それに、国家と社会の特別な保護を受けるべき対象と、男性と同等な女性の社会的地位と権利、結婚と家庭の保護、人身と住宅の不可侵権と信書の秘密を保障される権利、海外在住朝鮮公民の法による保護、亡命者の法による保護などについて規定しています。

社会主義憲法の採択は、朝鮮の革命と建設において歴史的な意義を持つ重大な出来事として、社会主義的な人権保障制度の確立と発展の里程標となりました。

24．部門別の人権保障制度はどう打ち立てられたのですか？

1970年代初め朝鮮では、国家と社会のすべての活動と公民の基本的な権利と義務を規定する基本法としての社会主義憲法が制定されましたが、そのことだけで社会生活の全般的分野における行動規範をことごとく規定することは不可能でした。

そこで朝鮮では、社会主義的な人権法を新たに制定、実施することによって、部門別人権法体系すなわち部門別人権保障制度が打ち立てられました。

25. 全般的11年制義務教育はどう実施されたのですか？

朝鮮では、1972年から全般的11年制義務教育が実施され始めました。

全般的11年制義務教育の実施により、すべての新しい世代の教育を受ける権利が、国家の負担で義務的に確保されることになりました。

これは、初等教育は義務的なものでなければならないとした経済・社会・文化的権利に関する国際協約など国際人権法規範の要請基準をはるかに越えるものでした。

全般的11年制義務教育制は、2012年９月、最高人民会議第12期第６回会議で採択された法令により、全般的12年制義務教育制へと発展しました。

26. 税金制度はどう全廃されたのですか？

朝鮮では、1974年３月21日、朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議の法令「税金制度を全廃することについて」が採択されました。ついでこの法令を正確に執行するための政務院(当時)決定が出されました。

税金制度の廃止に関する法令と決定は、朝鮮を世界で最初の税金のない国とならせ、朝鮮人民を税金の負担から完全に解放した歴史的な出来事でした。

27．裁判所構成法典及び民事訴訟法典はどんな法ですか？

朝鮮の裁判所構成法典は、国家の司法政策と裁判の憲法的原則を正確に具現して、裁判所及び裁判に参加する機関の任務と権限、その組織と活動原則、活動の手続きと方法を規定した部門法典です。

この法典は、人民主権と社会主義制度、公民の合法的権利と生命、財産を一切の侵害から保護し、すべての国家機関、企業、社会・協同団体及び公民が国家の法を正確に守り、すべての犯罪者とたたかうようにする強力な法的武器となりました。

民事訴訟法典は、民事訴訟法の基本、一般規定、裁判の管轄、訴訟当事者、証拠、訴訟の提起、裁判の準備、裁判の審理、判決と判定、第２審の裁判、非常上訴、再審の判決及び判定の執行などで構成されています。

当法典の採択により、民事上のもめごとを社会主

義的原則に則り、人民の要求と利益を前提にして円滑に解決しうる法的裏付けが整いました。

28．幼児保育・教育法はどんな法ですか？

朝鮮の幼児保育・教育法は、朝鮮における幼児保育・教育上の成果を法的に定着させ、この事業をさらに強化する必要から、1976年４月、最高人民会議第５期第６回会議で採択されました。

幼児保育・教育法は、朝鮮の幼児保育・教育分野における基本的な制度を規定した最初の部門法典です。

この法はすべての幼児を国家と社会の負担で平等に保育・教育し、すべての幼児を科学的かつ文化的に保育・教育するようにする人民的な先進的法です。

29．土地法はどんな法ですか？

1977年４月、最高人民会議第５期第７回会議で土地法が採択されました。

土地法は、土地所有権についての明確な規定を行い、その上で、国土建設総計画に基づき国土の建設を計画的に進める問題、土地の保護管理を全人民的、全国家的に行う問題、耕土を積極的に改良し効果的に保護す

る問題などが重要な内容として規定しています。

土地法は共和国の土地綱領を法制化したもので、国土の建設と保護、管理において抜本的な転換をもたらし、人民の生活環境を改善する上で重要な意義を持っています。

30．社会主義労働法はどんな法ですか？

朝鮮では、1978年４月18日、それまでの民主主義労働法と政府の労働政策を貫く中で収めた成果を法的に定着させ、社会主義労働生活の原則と要請を反映した新しい社会主義労働法が採択されました。

解放直後に発布された労働法令は、植民地的及び封建的搾取と抑圧から労働者を解放する民主的な労働法令でしたが、社会主義労働法は搾取と抑圧から解放された勤労者たちに自主的かつ創造的な労働生活を行わせるための社会主義的な労働関係を規制した新たな労働法です。

31．人民保健医療法はどんな法ですか？

朝鮮では国のすぐれた社会主義保健医療制度と保健医療分野で収めた成果を法的に定着させ、発展

する現実の要請に即して保健医療事業を一段と高い段階へ高めるために、1980年４月３日、最高人民会議第６期第４回会議で人民保健医療法が採択されました。

人民保健医療法は、人民保健医療の基本的原則、完全な全般的無料治療制、予防医学的方針による健康の保護、主体的な医科学技術、人民保健医療事業の物質的保障、人民の真の奉仕者である医療従事者、保健医療機関とその指導管理など保健医療事業と関連した諸般の問題を幅広く規定しています。

人民保健医療法により、朝鮮の社会主義保健医療制度は一段と強化され、その結果無病長寿を願う人民の念願をかなえる確実な裏付けが整いました。

32. 社会主義人権保障制度はどう守られているのですか？

1989年11月、東西冷戦のシンボルであったベルリンの壁の崩壊を機にして、東欧社会主義諸国がつぎつぎに崩れ、ついにソ連までが解体されると、西側はそれを社会主義人権制度に対するブルジョア人

権制度の勝利であると喧伝しました。

アメリカは、東欧社会主義の崩壊を社会主義朝鮮でも実現させようとして、朝鮮の人権問題を仰々しく騒ぎ立て始めました。

そこで朝鮮は、社会主義人権保障制度を揺るぎなく守るために、何よりも先に国防力を全面的に強化し人民民主主義独裁の機能をより一層高めるための法規の作成を行いました。それとともに、社会主義に反対する犯罪とのたたかいと、非社会主義的行為を克服するたたかいを強化するための法規の制定も行いました。

1990年12月15日、最高人民会議常設会議では決定第6号により「朝鮮民主主義人民共和国刑法」が新たに採択されました。

この法には、現情勢に対処して社会主義に反対する犯罪とのたたかいの次元を一段と高めると指摘されています。

以上のような法的対策が講じられた結果、朝鮮ではアメリカと追随勢力の反社会主義攻勢を断固として粉砕し、社会主義人権保障制度をより固く守れるようになりました。

33. 社会主義人権保障制度はどう完備しているのですか？

朝鮮における社会主義人権保障制度の完備は、主として部門別人権法を新たに制定し、同時に既存の一部規定に修正を加える仕方で行われました。

医療法（1997年12月）をはじめ、人民が伝染病にかかる恐れを知らずに無料治療制による病気の予防と治療上の恩恵に浴し、文化的・衛生的な生活環境の中で暮らしていけるよう諸種の法が制定されています。

発明法（1998年５月）をはじめ、科学技術の発展に寄与した個々人の権利を法的に保護する諸法が制定され、人権の国際的保障上重要な知的所有権を保障するための法律制度が確立しました。

社会主義労働法をより具体化して、労働定量法（2009年12月）と労働保護法（2010年７月）が独自の法として制定されることにより、労働の質と量による報酬を正確に行って、勤労者たちに安全かつ文化的・衛生的な労働条件を提供し、彼らの生命と健康をより高いレベルで保護し増進させることができるようになりました。

2012年９月に制定された全般的12年制義務教育制が社会主義憲法と教育関係諸法で確定され、その結果、体系的な教育を通じてすべての児童・生徒たちに一般基礎知識及び近代的な基礎技術知識を身に付けさせ、中等一般教育を一層完成させることができるようになりました。

高齢者保護法（2007年４月）その他の法規の制定により、人権保障制度の重要な構成部分をなす特定集団の権利を守る問題がより円滑に解決されることになりました。

既存人権法の修正・補足も活発に行われています。

1990年代後半期から「人民に奉仕する！」というスローガンの下、発展する現実と高まる人民の人権的要請を反映して、多くの人権法が補完されています。

34. 人権保障制度はどう構成されているのですか？

朝鮮に確立された人権保障制度は大きく分けて、憲法とそれに基づく人権法体系、人権保障の機構体系、人権教育体系をもって構成されています。

35．社会主義憲法には、人権保障問題がどう設定されているのですか？

変化した環境と発展する現実の要請に即して数次にわたり修正された現行の朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法は、序文、第１章　政治、第２章　経済、第３章　文化、第４章　国防、第５章　公民の基本的権利と義務、第６章　国家機構、第７章　国章、国旗、国歌、首都をもって構成されています。

社会主義憲法は独特な体系と内容を持つ人民的な憲法であり、社会主義強国の建設を推し進め、国の自主的平和統一を実現し、国家関係を発展させる上だけでなく、人民の人権を保護、増進する上でも強固な法的裏付けとなっています。

社会主義憲法は、第１章から第４章にかけて政治・経済・文化・国防分野における国家管理原則を規定しており、ここには人権保障の政策と条件、対策などの原則的問題が基本的に設定されています。

36．政治分野における人権保障の代表的な内容はどんなものですか？

朝鮮民主主義人民共和国の主権は、労働者、農民、

軍人、勤労インテリをはじめ勤労人民にあり、勤労人民は、その代表機関である最高人民会議と地方の各人民会議を通じて主権を行使する。（第４条）

各主権機関は、一般、平等、直接の原則に基づき、秘密投票によって選挙する。（第６条）

共和国の社会制度は、勤労人民大衆があらゆるものの主人であり、社会のあらゆるものが勤労人民大衆に奉仕する人間中心の社会制度であり、勤労人民の利益を擁護し、人権を尊重し保護する。（第８条）

海外に在住する朝鮮同胞の民主主義的民族権利と国際法によって公認された合法的権利と利益を擁護する。（第15条）

外国人の合法的権利と利益を保障する。（第16条）

自主性を擁護する世界の人民と団結し、あらゆる形の侵略と内政干渉に反対する。（第17条）

共和国の法律は、勤労人民の意思と利益を反映しており、国家管理の基本的武器として、法律に対する尊重と厳格な順守、執行は、すべての機関、企業、団体と公民の義務であり、国家は、社会主義法律制度を完備し、社会主義順法生活を強化する。（第18条）

37. 経済分野における人権保障の代表的な内容はどんなものですか？

国家所有、社会・協同団体の所有、個人所有の規定がなされ、国家はそれらを保護するとされている。（第21条、第22条）

個人所有を保護し、その相続権を法的に保障する。（第24条）

共和国は人民の物質・文化生活を絶えず向上させることをその活動の最高原則とする。増大する社会の物質的富は、すべて勤労者の福祉増進に充てられる。国家は、全勤労者に食・衣・住のすべての条件を保障する。（第25条）

勤労者を重労働から解放し、肉体労働と精神労働の格差を縮小する。（第27条）

協同農場の生産施設と農村の文化住宅を国家負担で建設する。（第28条）

勤労者の労働をより楽しいものに、社会と集団と自分自身のために自発的熱意と創意を発揮して働く誇りあるものにする。（第29条）

勤労者の１日の労働時間は８時間である。労働の度合と特殊な条件に応じて、１日の労働時

間を短縮して設定する。（第30条）

労働年齢に達しない少年の労働を禁止する。（第31条）

社会主義経済発展法則に従って蓄積と消費の均衡を正しく保持し、経済建設を促進し、人民生活を絶えず向上させ、国防力を強化できるよう、人民経済発展計画を作成して実行する。（第34条）

38. 文化分野における人権保障の代表的な内容はどんなものですか？

全社会をインテリ化する。（第40条）

帝国主義の文化的浸透と復古主義的傾向を排除し、民族の文化遺産を保護し、社会主義の現実に即して継承、発展させる。（第41条）

全般的12年制義務教育を高い水準で発展させる。（第45条）

学業を専門とする教育体系と働きながら学ぶ各種形態の教育体系を発展させる。（第46条）

すべての学生・生徒・児童を無料で学ばせ、大学生には奨学金を支給する。（第47条）

学齢前児童を託児所と幼稚園で国家と社会の負担で保育する。（第49条）

近代的な文化施設を十分に整え、すべての勤労者が社会主義的な文化・情操生活を思う存分享受できるようにする。（第53条）

全般的無料治療制を強化、発展させ、医師区域担当制と予防医療制を強化して人命を保護し、勤労者の健康増進を図る。（第56条）

環境保護対策を立て、人民に文化的、衛生的な生活環境と労働条件を保障する。（第57条）

39. 国防分野における人権保障の代表的な内容はどんなものですか？

武装力の使命は、勤労人民の利益を擁護し、他国の侵略から社会主義制度と革命の成果を防衛し、祖国の自由と独立と平和を守ることにある。（第59条）

40. 公民の基本的権利の内容はどんなものですか？

公民の基本的権利は大きく、政治的・民事的権利と社会的・経済的及び文化的権利、特定の集団の権利に分けられます。

政治的・民事的権利には、選挙権と被選挙権（第66条）、言論、出版、集会、示威と結社の自由の権利（第67条）、信教の自由（第68条）、苦情申し立てと請願の権利（第69条）、居住、旅行の自由の権利（第75条）、結婚及び家庭の保護を受ける権利（第78条）、人身と住宅の不可侵、信書の秘密を保障される権利（第79条）などがあります。社会的・経済的及び文化的権利には、労働の権利（第70条）、休息の権利（第71条）、無料で治療を受ける権利と社会保障を受ける権利（第72条）、教育を受ける権利（第73条）、科学及び文学・芸術活動の自由の権利（第74条）などがあります。

特定の集団の権利には、国と人民のために献身した人が国家と社会の特別な保護を受ける権利（第76条）、女子が平等権を保障される権利（第77条）、母親と子どもが特別な保護を受ける権利（第77条）、亡命者が保護を受ける権利（第80条）などがあります。

41. 公民の基本的権利の特徴はどんなものですか?

社会主義憲法に規定された公民の基本的権利の特徴は次のようなものです。

第１に、それが国家社会生活のすべての分野で行使されるべき具体的な権利だということにあります。

選挙権について一般的な定義を行っている外国の憲法とは異なり、社会主義憲法第66条には、17歳以上のすべての公民は性別、民族、職業、居住期間、財産と知識水準、政党、政見、信教にかかわりなく、選挙権と被選挙権を有する、軍隊に服務する公民も選挙権と被選挙権を有する、裁判所の判決により選挙権を失った者、精神障害者は選挙権と被選挙権を有することはできない、と具体的に規定されています。

第２に、それが誰にでも平等かつ実質的に保障される権利だということにあります。

社会主義憲法には、国家は、すべての公民に真の民主主義的権利と自由、幸福な物質・文化生活を実質的に保障する、と規定されています。

第３に、それが社会主義制度が強化され、発展していくなかで絶えず拡大される権利だということにあります。

社会主義憲法には、公民の権利と自由は社会主義制度の強化、発展とともにさらに拡大されると規定されています。

42．人権法体系はどんな内容で構成されているのですか？

朝鮮の人権法体系は、主権関連法、刑事関連法、民事関連法、裁判関連法、人民保安関連法、労働関連法、教育関連法、保健医療関連法、人民奉仕関連法、知的所有権保護関連法、社会福祉関連法、環境保護関連法などで構成されています。

43．主権関連法はどんな内容からなっているのですか？

主権分野における人権の保障を図る法には、各級人民会議代議員選挙法、地方主権機関法、国籍法、苦情申し立て・請願法などがあります。

朝鮮民主主義人民共和国各級人民会議代議員選挙法は、選挙で順守すべき原則と手順、方法などが規定された法で、選挙を通して社会主義的民主主義を高度に発揚させ、人民大衆を政権の主人とならせる法です。

朝鮮民主主義人民共和国地方主権機関法は、地方主権機関を強化し、その機能と役割を高めて、人民に真の民主主義的権利と自由、幸福な物質・文化生活を保障することを目的としています。

朝鮮民主主義人民共和国国籍法は、共和国公民となる条件（国籍の取得と変更、除籍）を規定した法で、共和国公民、特に海外在住公民の地位を法的に保障し、彼らの権利を守り、保障します。

朝鮮民主主義人民共和国苦情申し立て・請願法は、社会主義憲法に規定された公民の苦情申し立て・請願の権利を具体化して、公民と国家機関の苦情申し立てと請願の提起及び受理・登録、了解、処理において守るべき原則と手順、方法を規定した法で、勤労者の権利を守り、国家管理に彼らを積極的に参加させることを通して国家機関と公務員の活動を改善・強化するための法です。

44. 刑事関連法はどんな内容からなっているのですか？

刑事分野における権利の保障を図る法には刑法と刑事訴訟法などがあります。

朝鮮民主主義人民共和国刑法は、犯罪と刑罰の規定を行った法で、共和国の国家主権と社会主義制度を守り、人民の人権を保障することにその目的があります。

朝鮮における犯罪は、国家主権と社会主義制度、法秩序の故意または過失による侵害行為であり、基本的な刑罰には、死刑、無期労働教化刑、有期労働教化刑、労働鍛錬刑があり、付加刑罰には、選挙権剥奪刑、財産没収刑、罰金刑、資格剥奪刑、資格停止刑などがあります。

朝鮮民主主義人民共和国刑事訴訟法は、捜査、予審、起訴、裁判において制度と秩序を厳格に立て、刑事事件を正確に扱い、処理する問題を規定した手続き法であり、事件の処理上人権を守り保障する役割を果たしています。

45. 民事関連法はどんな内容からなっているのですか？

民事分野における権利の保障を図る法には、民法、民事訴訟法、家族法、相続法、損害補償法などがあります。

朝鮮民主主義人民共和国民法は、当事者（機関、企業、団体、公民）が互いに対等かつ独自の地位を有するという財産関係を規定した法であり、社会主義経済制度と物質的・技術的土台を強固に築き、人

民の物質的・文化的需要を円滑に保障する法的な裏付けです。

朝鮮民主主義人民共和国民事訴訟法は、民事訴訟上、機関、企業、団体、公民の権利と利益を守るための法です。

朝鮮民主主義人民共和国家族法は、結婚と家庭を保護し、全社会を睦まじく団結した社会主義大家庭とならせることに寄与しています。

朝鮮民主主義人民共和国相続法は、相続と贈与、相続執行上の原則と秩序などを規定した法で、相続問題の正確な解決と、相続と関連した公民の権利を保障しています。

朝鮮民主主義人民共和国損害補償法は、人身と財産の侵害によって発生した損害を補償する上で厳格な制度と秩序を立て、機関、企業、団体、公民の民事上の権利と利益を守るために制定された法です。

46. 裁判関連法はどんな内容からなっているのですか？

裁判分野における人権の保障を図る法には、裁判所構成法、弁護士法、公証法などがあります。

朝鮮民主主義人民共和国裁判所構成法は、裁判所の構成において制度と秩序を厳格に立て、刑事事件、民事事件を正確に審理し、解決する一方、裁判において公正な手続きを取り、公民の権利を守るための法です。

朝鮮民主主義人民共和国弁護士法は、弁護士の役割を高めて機関、企業、団体及び公民の法的権利と利益を守り、法の正確な執行が行われるようにするために制定された法です。

朝鮮では、弁護士は、弁護と法律上の援助を通じて公民の人権を守り、国家の法制度を擁護し、機関、企業、団体と公民は、訴訟及び法律行為を行う上で弁護士を自由に選択する権利が保障されています。

朝鮮民主主義人民共和国公証法は、法律的意義を持つ事実と文書を正確に確認する手順と方法を規定した法です。公証法によって機関、企業、団体、公民の民事上の権利と利益が保護され、民事取り引きの安全が守られるようになっています。

47. 人民保安関連法はどんな内容からなっているのですか？

人民保安部門における人権の保障を図る法には、

公民登録法、道路交通法などがあります。

朝鮮民主主義人民共和国公民登録法は、出生、居住、転居、死亡、国籍の入籍と除籍などによって発生する公民の身分上の変化を国家的に掌握・登録する制度と秩序を規制した法で、社会主義的家族関係、公民の権利と利益を守り、住民行政を強化する法的な手段です。

朝鮮民主主義人民共和国道路交通法は、道路交通指揮信号と安全施設物の管理、歩行者と車の通行上守るべき原則と秩序などを規定した法で、人間の生命の安全を守り、道路交通の安全を図る上に寄与しています。

48. 労働関連法はどんな内容からなっているのですか？

労働分野における人権の保障を図る法には、社会主義労働法、労働保護法、労働定量法などがあります。

朝鮮民主主義人民共和国社会主義労働法は、勤労者の社会主義的な労働生活と労働関係を包括的、統一的に総合して体系化し規定した法です。社会主義労働法によって確立した法制度には、労働義

務制度、労働時間制度、労力配置制度、労力利用制度、技術技能向上保障制度、労働保護制度、休息制度、国家社会保険制度、国家社会保障制度などがあります。

朝鮮民主主義人民共和国労働保護法は、勤労者に安全で文化的な生活条件を提供し、彼らの生命と健康を守り、向上させることを目的としています。

勤労者の生命と健康を国家が全的に責任を負って守るのは、社会主義制度本来の要求であり、共和国の原則的な立場です。

朝鮮民主主義人民共和国労働定量法は、労働の定量についての原則と秩序を規定した法で、労働を科学的、合理的に組織し、労働の効率を高める一方、勤労者たちが労働に対する公正・均等な報酬を受ける権利を保障することに寄与しています。

49. 朝鮮における教育関連法はどんな内容からなっているのですか？

教育分野における人権の保障と関連した法には、教育法、幼児保育・教育法などがあります。

朝鮮民主主義人民共和国教育法は、社会主義教育

制度を引き続き発展させて、人々の教育を受ける権利を保障するための法です。

教育法には、教育上堅持すべき基本的原則と全般的無料義務教育制、教育機関と教育従事者、教育の内容と方法、教育条件の保障、教育事業に対する指導と統制についての規定がなされています。

教育法に基づき、朝鮮民主主義人民共和国高等教育法と朝鮮民主主義人民共和国普通教育法が制定されています。

朝鮮民主主義人民共和国幼児保育・教育法は、子どもたちを祖国の未来、社会主義建設の後続隊として立派に育てるための制度と秩序を規定した法です。

子どもたちを国家と社会の負担で育てるのは、朝鮮の重要施策の一つです。国家は、子どもたちが近代的な保育・教育条件の下で幸福に育つようあらゆる配慮をめぐらしています。

50．保健医療関連法はどんな内容からなっているのですか？

保健医療分野における人権の保障と関連した法には、人民保健医療法、医療法、伝染病予防法、

食品衛生法、公衆衛生法などがあります。

　朝鮮民主主義人民共和国人民保健医療法は、予防医学制度の強化をはじめ、共和国政府が保健医療分野で堅持している基本的原則と完全な全般的無料治療制、予防医学による健康保護、主体的な医科学技術、人民保健医療事業に対する物質的保障、保健医療機関と医療従事者、人民保健医療事業に対する指導及び統制を規定した法です。

　朝鮮民主主義人民共和国医療法は、医療活動において厳格な制度と秩序を立て、医療活動を発展させることで人民の健康を保護し増進させることを目的としています。

　朝鮮民主主義人民共和国伝染病予防法は、伝染病源の摘発、隔離、伝染経路の遮断、伝染病の予防接種において厳格な秩序を立てて、伝染病を防ぎ、人民の生命と健康を保護する法的な手段となっています。

　朝鮮民主主義人民共和国食品衛生法は、食品の衛生を厳守し、人民の健康を守り、増進させるための基本法です。

　朝鮮民主主義人民共和国公衆衛生法は、公衆衛生上の制度と秩序を規定した法で、人民のための衛生

的な生活環境と条件を造成し、彼らの健康の保護・増進に寄与しています。

51．人民奉仕関連法はどんな内容からなっているのですか？

人民奉仕部門における人権の保障と関連した法には、社会主義商業法、食糧行政法、住宅法などがあります。

朝鮮民主主義人民共和国社会主義商業法は、商品の流通と人民への奉仕など、商業上守るべき原則と秩序を規定した法です。

朝鮮民主主義人民共和国食糧行政法は、人民の食生活と関連した食糧をはじめとする穀物の買い上げと保管・加工・供給上の原則的な問題と秩序を規定した法で、人民生活の向上にかかわる食糧行政の改善に寄与しています。

朝鮮民主主義人民共和国住宅法は、住宅の建設、移管、引き受け及び登録、配当、利用、管理などと関連した問題を規定した法で、人民の安定した文化的な生活条件を法的に支えています。

国家は住宅の所有権と利用権を法的に保護しています。

52．知的所有権保護関連法はどんな内容からなっているのですか？

知的所有権分野における人権の保障と関連した法には、著作権法、発明法、工業図案法、商標法、コンピューターソフトウェア保護法などがあります。

朝鮮民主主義人民共和国著作権法は、著作物の利用にかかわる問題を規定して著作者の権利を保護し、文学・芸術及び科学技術の発展を促すための法です。

朝鮮民主主義人民共和国発明法は、発明登録の申請と発明の審議・登録、発明権、特許権の保護に関する具体的な問題を規定しています。

朝鮮民主主義人民共和国工業図案法は、工業図案の登録申請と審議、工業図案権の保護問題を規定しており、朝鮮民主主義人民共和国商標法は商標登録の申請と審議、商標権の保護問題などを規定しています。

朝鮮民主主義人民共和国コンピューターソフトウェア保護法は、ソフトウェア著作者の権利を保護しソフトウェア技術の進歩を図る問題を規定しています。

53．社会福祉関連法はどんな内容からなっているのですか？

社会福祉分野における人権の保障と関連した法には、社会保障法、高齢者保護法、身体障害者保護法、児童権利保障法、女性権利保障法、赤十字会法などがあります。

朝鮮民主主義人民共和国社会保障法は、人民の健康を守り、彼らのための安定した幸福な生活環境及び条件を整えるための強力な法的手段です。

朝鮮民主主義人民共和国高齢者保護法により、高齢者の権利と利益が守られ、精神的・肉体的に健康かつ幸福な生き甲斐ある生活を願う彼らの念願がかなえられています。

朝鮮民主主義人民共和国身体障害者保護法は、身体障害者のための生活環境と条件を整えることに大きく寄与しています。

朝鮮民主主義人民共和国児童権利保障法は、社会生活、教育、保健医療、家庭、司法分野などの各分野で児童の権利と利益を最大限に保障するための問題を規定した法です。

朝鮮民主主義人民共和国女性権利保障法は、女

性の権利を全面的に規定した法で、女性の権利を守る基本的原則と社会的・政治的権利、教育・文化・保健医療上の権利、労働の権利、人身及び財産上の権利、結婚・家庭の権利などを規定しています。

朝鮮民主主義人民共和国赤十字会法は、各種の疾病と災難から人民の生命・財産を守り、彼らの健康と福祉を増進させるための法です。

54. 環境保護関連法はどんな内容からなっているのですか？

環境保護分野における人権の保障と関連した法には、環境保護法、水資源法、放射性物質汚染防止法などがあります。

朝鮮民主主義人民共和国環境保護法は、環境の保護と関連した問題を規定した基本法です。

朝鮮民主主義人民共和国水資源法は、水資源の調査、開発、保護、利用における制度と秩序を厳格に立て、経済の発展と人民生活に必要な水を確保するために制定された法です。

朝鮮民主主義人民共和国放射性物質汚染防止

法は、放射性物質による汚染を防ぎ、人民の生命と健康、環境を保護するための問題を規定した法で、放射性物質による汚染を防止するための基本的原則、放射性物質と核施設の安全管理、放射性廃棄物の処理、環境放射能の監視などを規定しています。

55．人権を守るための国家機構はどう構成されているのですか？

人権を守る国家機構としては、最高人民会議と国務委員会、最高人民会議常任委員会、内閣と委員会、省、地方人民会議と地方人民委員会、検察所と裁判所などがあります。

56．人権分野における国際的協力を保障する機関にはどんなものがあるのですか？

人権分野における国際的協力関連の機関としては、児童の権利条約履行民族調整委員会、ユネスコ民族委員会、国連食糧農業機関民族委員会、女性差別撤廃条約履行民族調整委員会などがあります。

57. 特定の対象による人権団体にはどんなものがあるのですか？

特定の対象による人権団体には、金日成（キムイルソン）・金正日（キムジョンイル）主義青年同盟、朝鮮社会主義女性同盟、朝鮮職業総同盟、朝鮮農業勤労者同盟、朝鮮障害者保護連盟、朝鮮高齢者保護連盟などがあります。

58. 活動内容による人権団体にはどんなものがあるのですか？

活動内容による人権団体には、朝鮮人権研究協会、朝鮮教育後援基金、朝鮮日本軍性奴隷・強制連行被害者問題対策委員会、朝鮮民主主義人民共和国赤十字会、朝鮮弁護士会、朝鮮民主法律家協会、朝鮮家族計画及び母性・幼児健康協会などがあります。

59. 朝鮮人権研究協会はどんな団体ですか？

朝鮮人権研究協会は、朝鮮における人権の保障と関連した全般的な問題を研究して、政府機関に人権の保障対策に関する建議を行い、国際人権保障制度に関する研究を進めることを使命としています。

協会の活動で重要なのは、朝鮮の公民の人権保障

状況及び国際人権協約の履行状況を調査・研究する一方、朝鮮人民に対する外部勢力の人権蹂躙犯罪を調査し、対策を立てるなどの活動を行うことです。

これとともに、国際人権機関及び外国人権団体との協力を維持し、共和国を訪れる人たちの便宜を図ります。朝鮮人権研究協会には、百数十名の法学者、弁護士、法の執行者、人権専門家が参加しています。

60. 人権教育・宣伝システムはどのようなものですか？

朝鮮における人権教育・宣伝システムは、正規の教育網を通じた人権理論及び人権法教育と、社会教育施設及び宣伝手段を通じた人権法知識の普及、法の執行者と社会団体活動家の人権法に関する知識を高める活動などで構成されています。

61. 正規の教育網を通じた人権教育はどう行われているのですか？

朝鮮では、小学校から大学に至るすべての教育行程において整然とした人権理論及び人権法教育システムが構築されています。

小学校と初級中学校、高級中学校では、人権思想と理論、人権法の初歩的な知識についての教育を行い、大学では、これを一段と深めた教育ならびに国際人権法に関する教育を行っています。

金日成総合大学法律大学をはじめ専門法律教育を行っている教育機関では高いレベルの人権法教育が実施されています。正規の教育網を通じて人権理論及び人権法教育を受けた卒業生が国家と社会の諸分野に進出している実情にあって、朝鮮における人権保護増進活動はいよいよ充実しています。

62．社会教育施設及び出版物を通じた人権法の知識はどう普及されているのですか？

平壌（ピョンヤン）市の中心部に位置している人民大学習堂をはじめ全国各地の図書館には、勤労者や青少年の法意識を高め、人権法の知識を深めることに資する数多くの法律原文と参考図書、電子出版物が所蔵されています。

朝鮮中央テレビ、朝鮮中央放送、『労働新聞』、雑誌『勤労者』『青年生活』など放送や新聞・雑誌にも人権関連問題が広く紹介されています。

朝鮮のマス・メディアは、世界人権宣言採択の日をはじめ種々の機会にそれにかかわる記事を載せ、国際社会で帝国主義者により強行されている人権蹂躙行為の実態や国際的に持ち上がっている深刻な人権問題に関する分析資料を掲載しています。

63．幹部の人権法知識のレベルを高めるためにどんな措置が取られているのですか？

朝鮮では、国家公務員、判事、弁護士、検事、人民保安員など法執行者や社会団体の活動家を人民の忠僕をもって固め、彼らを対象とする講習会、再教育、シンポジウム、研究発表会、経験交換会などを常時行っています。

講習と再教育では、人民尊重、人民愛の観点と立場に徹し、権柄と官僚主義を克服し、法の規範と規定を正確に守って人権活動を行うべきであると強調されています。

64．朝鮮人民は選挙権と被選挙権をどう行使しているのですか？

朝鮮のすべての公民は、性別、民族、職業、居住

期間、財産と知識水準、政党、政見、信教にかかわりなく選挙権と被選挙権を行使しています。

各級人民会議代議員選挙は、普通、平等、直接の選挙原則と秘密投票の方法で行われます。

選挙年齢に達したすべての公民は、なんらの制限もなく選挙権と被選挙権を行使し、すべての有権者は同等の権利を持って選挙に参加し、一切の差別なく主権機関の代議員に選挙されうる制度が確立しています。

有権者は、各級人民会議代議員をその自由な意思に基づいて選挙し、投票時も投票後も投票の内容が誰にも知られないようにされています。

65. 言論・出版の自由はどう保障されているのですか？

朝鮮には、中央と地方、工場、企業、大学などで刊行する数百種の新聞があり、数十の出版機関から出される数百種の雑誌、それに数種のテレビチャンネル及び放送があります。

すべての朝鮮公民は、各種の新聞、雑誌、図書などとテレビ、放送を通じてその見解と意思を自由に

表明することができます。

著作及び創作を自由に行う権利が法的に保障されており、国家機関、企業、団体及び個々の公務員の活動の改善を求める意見を提出する権利も保障されています。

公民は、情報入手の権利、情報の加工・処理権利、情報伝達の権利も保障されています。

66. 集会及び結社の自由はどう保障されているのですか？

朝鮮の公民は集会と示威の自由を保障されています。

集会ないし示威は、当該地域の人民委員会と人民保安機関に３日前に通知して行うことになっています。

結社の自由も保障されています。

国家は公民に、民主的な政党、社会団体を組織し、自由な活動を行える条件を保障しています。

現在朝鮮には、朝鮮労働党、朝鮮社会民主党、天道教青友党、金日成・金正日主義青年同盟、朝鮮職業総同盟、朝鮮社会主義女性同盟、朝鮮農業勤労者同盟など種々の政党、社会団体が活動しています。

67．人々が国家管理に自由に参加する権利はどう保障されているのですか？

朝鮮ではすべての公民に、国家の公職に就いて国の管理に自己の能力を発揮しうるよう、平等な機会と条件が十分に提供されています。

誰であれ一定の知識と能力があれば、国家公務員に採用されえます。

国家は公務員の資格を正しく評価し、そのレベルを向上させるために公務員資格の判定を定期的に行っています。

公務員資格の判定基準は、国家の政策及び当該部門の法規の理解程度、専門知識の有無、活動の組織・指揮能力、活動実績の有無、順法気風及び高尚な道徳品性の有無などです。

68．思想と宗教の自由はどう保障されているのですか？

朝鮮では、誰であれその自由意思に従って思想と宗教を選択し信じる権利が保障されています。

朝鮮人民は、現実の生活と体験、歴史的な過程を通じて、チュチェ思想こそ人間の自主性を確実に擁

護、実現し、人権を真に保障する思想であり、チュチェ思想の示す道に沿って進めば真の幸福と繁栄がもたらされることを信念、意志とし、自ら進んでチュチェ思想に学び、固く信じ、その要求通りに思考し、行動しています。

朝鮮では、教会と国家が完全に分離されており、すべての人に宗教の自由が保障されています。

憲法によって人々は、いかなる宗教や信教をも自由に選択して信じることができ、公的にあるいは私的に、独自にあるいは共同で礼拝、儀式、行事を行うことができます。宗教用建築物を建て、宗教教育を行う自由もあります。

現在朝鮮には、朝鮮キリスト教連盟、朝鮮仏教徒連盟、朝鮮カトリック教協会、朝鮮天道教会、朝鮮宗教人協議会があります。

朝鮮に常駐する外国人その他の外国人にも信教の自由が保障されています。

69．生命権はどう保障されているのですか？

朝鮮では、人間の生命と健康を最重視し、人間生命の侵害行為は絶対に許されていません。

国家機関及び他の団体または個人による恣意の逮捕や処刑、それに病気と自然災害などから人間の生命は徹底して守られています。

朝鮮では、憲法、刑事関連法及びその規定によって、誰であれやたらに生命を奪われるようなことが許されていません。死刑は、極めて限られた場合、特別厳重な犯罪を犯した者にのみ適用されています。

朝鮮では、人間の身体の各部位に対する不可侵も法的に徹底して保障されています。病気の治療を目的として人間の臓器、胎児、血液などを売買し利用することは犯罪です。

政府は、伝染病による被害を防ぐために、莫大な国家資金を投じて予防薬を開発ないし輸入しており、自然災害による被害を最小限に抑えるための措置を講じています。

70. 拷問を受けない権利はどう保障されているのですか？

朝鮮では、肉体的であれ精神的であれ、人間にひどい苦痛を与える拷問あるいは非人間的で不名誉

極まる扱いや処罰を加えることは厳格に禁止されています。

刑法によって、拷問など非人間的な方法で尋問したり、事件を誇張し捏造して不当な判決・判定を下すことは犯罪とされています。

拷問などの非法律的な方法で尋問して、本人に重傷を負わせたり死に至らしめたり、刑事責任を負わせた場合には重刑が適用されます。

71．奴隷にされない権利はどう保障されているのですか？

朝鮮では、人間の自主性は生命と見なされており、人間の自主性を奪う奴隷行為を絶対に許していません。

人身売買、売春、強制労働は存在せず、そのような行為を働いた場合は法的に厳格に処罰されます。

労働年齢に達していない未成年者に労働をさせた場合は、刑事責任が問われます。

72．身体の自由及び安全に関する権利はどう保障されているのですか？

朝鮮では、法的根拠なしに人間を逮捕・拘束

する行為を徹底的に禁止しています。

公民は、人身と住宅の不可侵、信書の秘密を保障されています。

法的根拠なしに公民を拘束もしくは逮捕したり、家宅を捜索したりすることはできません。刑法により、不法に公民を逮捕、拘束及び拘禁し、身体あるいは住宅を捜索し、財産を押収ないし没収した場合は刑事責任を問われます。

刑法、刑事訴訟法とその規定で規制された条件と手順によらないと、誰であれ自由を剥奪されません。犯罪の容疑者を逮捕する場合は、逮捕理由あるいは嫌疑内容をその場で知らせます。

逮捕または拘禁された人は、定められた期間内に裁判を受けるか釈放される権利を有します。

不法に逮捕・拘禁された結果被害を被った人は、補償を要求する権利を有します。

73．公正な裁判を受ける権利はどう保障されているのですか？

朝鮮のすべての人は、法律的に平等であり、いかなる差別もない法的保護を平等に受ける権利を有します。

何かの犯罪嫌疑を決定する上で、被疑者は、法によって組織された、権限と独自性を持つ裁判所で公明正大な判決を受ける権利を保障されています。

国家は公正な裁判を受ける権利を保障するために、十分な数の、権限と独自性を持つ裁判所を設け、その裁判所に刑事上ないし民事上の一切の問題を処理する権限を付与しています。

犯罪の嫌疑を受けた人は誰であれ、法によって有罪が確定するまでは無実と推定され、本人が受けている一切の嫌疑内容を速やかに伝えられる一方、弁護を受ける十分な時間を提供され、不当な延長審理を受けることはありません。

被疑者は無料で法律上の措置や通訳の援助を受け、証人の出席とその審理を要求し、自分に不利な陳述や不当な自白を強いられず、有罪の判決に対しては上訴し、誤審であると判明した場合は補償を受ける権利を有します。

国家は、いかなる機関であれ、事件を処理するために構成された裁判所の独自性を侵害する行為は一切してはならないと強く要求しており、裁判所が独自性を失くし、公明正大でない判決・判定を下し

た場合は、法的効力を持てないとしています。

74. 労働の権利はどう保障されているのですか？

労働年齢に至った朝鮮のすべての公民は、性別、民族、社会的所属にかかわりなく希望と才能によって職業を選択し、国家から安定した職場と労働条件を保障されます。

勤労者は、老齢年金を受ける年齢（男子60歳、女子55歳）に達し、国家社会保障を受ける権利を有した時は、労働から身を引くことができます。

朝鮮では、労働部門の特性に従って１日の労働時間を８時間、７時間、６時間などとそれぞれ違って定められています。

国家は、労働の権利を行使する勤労者たちに労働安全教育を施すことを制度化しています。

職場に新たに就職した労働者や同じ工場内で職種を変える労働者、それに労働安全規律に背いた労働者は、５～20日間の集中労働安全教育を受け、特に有害なまたは危険な職種や重労働部門で働くことになる労働者の場合は、３カ月間作業実習を行い、その間安全教育も受けます。

朝鮮では、労働の量と質に対する社会主義的分配の原則を徹底して具現しています。

勤労者たちは、性別、年齢、民族にかかわりなく、同一労働に対しては同一の報酬を受けています。

朝鮮の勤労者たちは休息の権利を十分に行使しています。休息の権利は、８時間労働制による毎日の休息、日曜日の休息、祝祭日の休息、年間の定期有給休暇と補充休暇、産前産後の休暇、国家の費用による静養と休養のような休息制を通じて実現しています。

75．社会保障を受ける権利はどう保障されているのですか？

朝鮮では、社会保障受給者たちを優遇し、積極的に押し立てており、社会保障部門への投資を系統的に増やし、その物質的・技術的手段の改善・強化に努めています。

当該機関は、社会保障受給者を漏れなく登録し、彼らに定期的に社会保障年金と補助金を支給しており、彼らの生活状況を常時確かめては対策を講じ、さまざまの機会に社会保障受給者を積極的に援助

し、優待するなどの活動を組織しています。

国家は特に、養老院、養生院をはじめ社会保障関連機関の管理・運営体系を不断に改善して、社会保障受給者の生活条件を十分に保障しています。

社会保障受給者は、国家の措置によって何らの不便もなく暮らしてゆける条件と環境を造成されています。社会保障受給者に対する定期的な健康検診が行われ、専門治療を要する人には遅滞なく専門病院で治療を受けるようはからっています。

社会保障事業に必要な労力、資金、設備、物資などは全的に国家の責任で保障されています。

76. 十分な生活レベルを保障される権利はどう守られているのですか？

朝鮮では労働による報酬の他に、国家と社会の追加的恵沢という新たな報酬形態を適用することによって、十分な生活レベルを保障されるべき人民の権利を守っています。

朝鮮では誰もが、生まれてから食べる権利を持ち、無料に等しい価格で食糧を提供されています。

人民の住宅は国家の基本建設投資によって建て、

使用料は無料と変わりのない低い値しか受け取っておらず、農民の住宅使用料は一切受けていません。

朝鮮では、農業生産を増やし、軽工業を発展させ、建設で転換をもたらすことで、十分な生活レベルを求める人民の権利を一段と高い段階で保障することに努めています。

77. 教育を受ける権利はどう保障されているのですか？

朝鮮のすべての公民は、労働年齢に達するまで中等一般義務教育を受けます。

地方政権機関と教育機関は、それぞれの地域で教育を受ける年齢に達したすべての子どもたちを漏れなく掌握して入学させ、彼らの父母または保護者は、子どもを入学させる義務を負っています。

地方政権機関は、深い山あいや離れ島など住民地帯から遠く離れた地域の子どもと障害児を含むすべての子どもに中等義務教育を施しています。

朝鮮での教育は一切無料であり、教育機関は児童・生徒やその父母または保護者から入学、授業、実習、見学、踏査と関連した費用を受けることを禁

じています。国家は、高等教育システムの大学と秀才教育を行う学校、盲唖・聾唖学校の定められた在学生には一般奨学金を、特別に学業優秀な学生には特別奨学金を、博士院生には優待奨学金を、働きながら学ぶ学生には現職生活費を支給しています。

国家は、教育機関と教育従事者の陣容を固め、教育の内容と方法を改善し、教育条件を完備することに特別な注意を払っています。

78. 科学活動に参加する権利はどう保障されているのですか？

朝鮮では、すべての勤労者が科学技術を学び、科学技術の向上に積極的に参加することを奨励しており、その実現条件を十分に整えています。

大衆の中から発明、創意考案、合理化案が多く出されるようにし、その評価を正しく行っています。生産の発展と近代化に要する科学技術上の問題を解決した場合は、直ちにその導入措置を講ずるようはからっています。

科学技術部門の発展に特出した寄与をなした場合は、それがたとえ労働者であっても名誉称号その

他の表彰を行い、科学技術の成果をもって国家に経済的利益をもたらした場合は、賞金を与えています。

科学技術分野の著作権、発明権、工業図案権、商標権など知的所有権は法によってしっかり保護されています。

79. 人々の文化生活を享受する権利はどう保障されているのですか？

朝鮮ではすべての公民に著作及び創作活動の自由が保障されています。

国家は、創作家や芸術家が思想性・芸術性の高い作品を多く創作するよう奨励し、広範な大衆も文芸活動に広く参加すべきだとしてさまざまの施策を施しており、文芸作品の大衆的な懸賞応募、勤労者たちの歌謡コンクールなども広く催しています。

朝鮮では、スポーツの大衆化、生活化が実現しています。

各機関、企業、団体には非常設の大衆体育組織が組織されて日常的に運営されています。国家的にスポーツ月間と体育の日が定められており、公園や遊園地などにはスポーツの大衆化に必要な施設と機

材があり、勤労者たちはスポーツ活動に何らの不便もなく熱心に参加しています。

80. 健康の権利はどう保障されているのですか？

朝鮮では、健康の権利は完全かつ全般的な無料治療制と予防医学制度によって十分に保障されています。

医療機関が患者に与える薬剤、診断、実験検査、治療、手術、往診、入院、食事はもとより勤労者たちの療養、助産、健康検診、健康相談、予防接種など一切の医療サービスは無料で行われています。

国家は、都市と農村、工場、企業、漁村、林業村に人民病院や診療所を合理的に配置して近代的に整備し、産院、小児病院などの専門病院、専門療養所を広く設け、医療サービスの専門化レベルを絶えず高めて、人々がいつどこでも不便なく治療を受けることができるようにしています。

朝鮮では、保健医療機関をはじめ機関、企業、団体が衛生知識の宣伝と教育を強化して、人民自身が衛生美化活動に自覚的に参加し、科学的な健康の保護・管理に努め、疾病を予防するよう図っています。

生活環境を保護するために、公害現象を防ぎ、街路樹を植え、緑地を多く造成する一方、各種の有害ガスや有害物質によって大気や河川、土地などが汚染されないように統制を強めています。

栄養剤をはじめ労働保護物資と衛生保護用具を支給し、予防を正常に行うことで産業病を徹底的に防いでいます。

食品などの製品の生産及び取り扱いでは、国家が定めた衛生規範を正しく守るよう統制しており、伝染病を予防する防疫対策も確立しています。

医師区域担当制が実施されている朝鮮では、担当病院に新生児から老人に至る全住民の健康管理簿が作成され、そこに健康状態と予防治療を受けた内容が詳しく記録されます。

他地域へ転居する場合は、健康管理簿も自動的に当該地域の病院へ移されることが制度化されています。

81. 女性の権利はどう守られているのですか？

朝鮮の女性は、男性と同等の権利を持って社会生活の諸分野で自主的かつ創造的な生活を存分に享

受しています。

女性は、選挙活動に制限なく参加し、人民政権機関の活動にも積極的に参与しています。多くの女性が政権党と国家機関、勤労者団体、社会団体の専任幹部として活躍しています。

朝鮮の12年制教育システムと高等教育システムでは、男女の別なく誰もが必要な教育を受けるように配慮されています。

無料治療制は女性にとって大きな恵沢となっています。最新医療設備の整っている平壌産院では、産婦は最高のレベルで助産・治療を受けており、健康な体で退院しています。

労働生活分野でも女性には特恵措置が講じられています。

女性の健康を害したり体質に合わない作業部門に女性を配置することは禁じられており、乳飲み子をかかえていたり、妊娠している女性労働者には夜間作業をさせてはならないことになっています。

乳飲み子をかかえた女性勤労者には、労働時間中の授乳時間が十分に提供されています。

82．子どもたちの権利はどう守られているのですか？

朝鮮の子どもたちは、出生と同時に名前を持つ権利、国家と社会、父母の保護を受ける権利を有します。

子どもたちは、少年団などの児童団体に加入し、出版物や芸術作品を通じて自分の意思を自由に表現することができます。

誰であれ子どもを誘拐したり売買する行為を行ってはならず、少年労働は厳重に禁止されています。

子どもたちは無料で全般的12年制義務教育を受ける権利、希望と才能を伸ばしていく権利を有します。父母あるいは後見人の保護を受けることのできない子どもは、育児院、愛育院、学院などで国家の負担で保育・教育しています。

子どもたちの病気を予防し治療する一切の診察費、実験検査費、薬代、入院治療費、療養費、療養所への旅費、健康検診費、医療相談費、予防接種費、矯正器具費などは国家が全的に負担しています。

家庭では子どもたちの意思を最大限に尊重し、虐待、無関心、悪態、責め付け、殴打などの行為は禁止されています。

子どもだという理由で相続権を侵害する行為は法で禁じられています。

83．老人の権利はどう守られているのですか？

朝鮮では、老人を優遇し、彼らの生活と健康を国家の責任で守ることが国家的施策として定着しています。

国家は、老人保護部門への投資を系統的に増やし、老人に文化的で幸せな生活をもたらすために努力しています。

老人に対する家庭扶養の義務は、配偶者、同居あるいは別居している子女、孫や孫娘が負うことになっており、兄弟姉妹も扶養義務者です。

老人は国家から定期的に老齢年金とさまざまな形態の補助金を受け、扶養義務者がいても、本人が要望すれば国家の扶養を受けることができます。

老人は、自分個人の財産を所有し処分する権利と、担当保健医療機関を通じて健康検診と治療を常時受ける権利を有します。

これとともに、老人のための大衆スポーツ活動に参加し、老人リズム体操、老人テコンドーのような

運動に必要な条件を常時保障される権利を有します。100歳以上の長寿者は、国家が別途に定めた恵沢に浴しています。

老人保護政策を正しく実行するために、各級政権機関は非常設の高齢者保護委員会を設けています。

朝鮮では、高齢者保護基金を設立し、さまざまの形式と方法をもって老人の保護に要する資金を支出しています。

84. 障害者の権利はどう守られているのですか？

朝鮮では、治療と教育、文化生活、労働関係分野において障害者に一般人より有利な環境と条件を整える措置を取っており、障害者の人格が尊重されるよう図っています。

障害者は、必要な地域に設けられている専門または総合的な障害者回復治療機関で治療を受けることができます。

学齢に達した障害者は、肉体的・精神的特性と障害の類型に従って一般学校内に設けられた特別学級で、あるいは盲人・聾唖・知能培養学校のような特設の学校で教育を受けることができます。

障害者は、国家から特殊教育教材と特設学校の教具と施設の提供を受ける権利を有します。

障害者は労働分野において、障害の程度、性別、年齢、体質に見合った職業を選択する権利を有します。障害者のための専門企業や団体で働くこともできます。

障害者は、健康によく、自立的な活動能力の向上に有利なスポーツ種目を選んで楽しみ、国家が障害者のために設けた文化・情緒生活の場で多様な文化・情緒生活を行うことができます。

盲人をはじめ自立的能力が大きく制限され、あるいは喪失した障害者は、バス、電車、通勤列車、船舶など旅客運輸手段を無料で利用する権利を有しています。

朝鮮では毎年６月18日を障害者の日とし、この日を機にして障害者を社会的に保護し、支援する活動を幅広く繰り広げています。

85．人権の国際的保障に関する朝鮮の見解はどんなものですか？

人権の国際的保障問題を正しく解決するに

は、まず、国家と民族の自主権を守らなければなりません。

人権の国際的保障問題は、本を正せば自主性を蹂躙する勢力によって生じたのであり、今も人権の国際的保障問題の解決を阻む基本的な障害はアメリカなど西側諸国の「人権擁護」策動です。

各国はアメリカなど西側諸国の「人権擁護」策動を国家自主権の尊重と内政不干渉の原則に基づいて絶対に容認してはならず、国家と民族の自主権を揺るぎなく堅持しなければなりません。

人権の国際的保障問題を正しく解決するには、また、国際人権機関の役割を高めなければなりません。

国際人権機関の役割を高める上で何よりも重要なことは、国連総会の役割です。

国連総会は、人権の尊重と保障を公約した国連憲章の基本的精神に即して、国際的な人権保障問題を正しく解決するため当然の寄与をなさなければならず、「人権擁護」の看板の下に強行されるアメリカなど西側諸国の内政干渉的かつ好戦的な行為が国連総会という機構的なテコを通じて許容されるようなことが絶対にあってはなりません。

特に、国連総会の補助機関の一つである国連人権理事会は特定の国の利益を実現する道具として利用されるべきでなく、各国の人権状況を客観的に公正に評価することに努めなければなりません。

86. 国際人権法に対する朝鮮の立場はどんなものですか？

現在、国際人権法は多くの場合、アメリカなど西側諸国が自国民に対する人権弾圧を正当化し、他国、他民族に対する侵略と干渉、人権蹂躙を合理化する手段として悪用されています。

国際人権法は、人権の実現をめざす人類の一致した志向と要請に従って生まれたものであるから、全人類的な利害関係が反映され、それぞれの国家と民族の意思が尊重されなければなりません。

人権の保障と関連したそれぞれの国の実情と条件は同じでなく、人権基準も一定しているのではないから、国際人権法の解釈と適用では、当該国家の意思と要求が当然考慮されなければなりません。

国際人権法を自己流に解釈、適用して他国の自主権

を蹂躙することは絶対に許されるべきではありません。

87．朝鮮が加入している国際人権協約にはどんなものがあるのですか？

—経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約（1981年７月30日加入）

—市民的及び政治的権利に関する国際規約（1981年７月30日加入）

市民的及び政治的権利に関する国際規約は、冷戦の終結後アメリカなど西側諸国が進歩的な国と発展途上国に言いがかりをつけて自国の「人権基準」を強要する政治的な圧力と内政干渉の道具として悪用されています。

国連人権小委員会第49回会議を機に、この規約を盗用して朝鮮を誹謗中傷し、朝鮮の内政に干渉しようとするアメリカなど西側諸国の策動が露骨になっていることと関連して、朝鮮は1997年８月、この規約から脱退しました。

—女性差別撤廃条約（2001年２月８日加入）

—児童の権利条約（1990年８月23日署名）

—障害者権利条約（2013年７月３日署名）

88．朝鮮は、人権保障分野における国際的協力をどう行っているのですか？

朝鮮は諸国際機関と他の国々との人権分野における協力・交流に深い関心を向けています。

国際アムネスティ、国際拷問反対協会、国連児童の権利委員会のメンバーと国連人権に関する委員会女性暴行に関する特別報告者一行が朝鮮を訪れて法執行関係者と面談を行い、教化所に収容されている人たちに会い、教化所と拘留場の内部参観もするなど、人権状況をじかに確認しうるよう、便宜が図られました。

欧州連合（EU）との外交関係の樹立後、朝鮮とEU間の政治協商には常に人権専門家たちが参加し、ここで持ち上がった問題に説明を行っています。

国連人権高等弁務官事務所と国連人権規約履行機関をはじめ国連自体の人権機関と非政府的な人権機関が提起する問題に対しても善意と雅量をもって誠実な答弁を行っています。

89．朝鮮における人権保障の主要阻害要因は何ですか？

朝鮮において人権保護の増進上持ち上がってい

る最大の阻害要因は、アメリカなど西側諸国の共和国敵視政策と人権騒ぎです。つまり、アメリカなど西側諸国の朝鮮の政治的抹殺策動、軍事的圧迫策動、経済的な孤立・窒息策動などが朝鮮における人権保障の阻害要因です。

90．朝鮮の政治的抹殺をもくろむアメリカの策動とその結果はどんなものですか？

朝鮮民主主義人民共和国の創建以来アメリカの朝鮮敵視政策は、国の自主的な発展と平和的建設、真の人権享有を念願する朝鮮人民の切実な志向を妨げる最も深刻な外的要因、最大の阻害となっています。

アメリカは朝鮮半島全域の支配野望をもって、数十年間執拗に朝鮮敵視政策を実施しています。

朝鮮を敵視し朝鮮半島の情勢を緊張させるアメリカの策動によって、平和と発展に対する朝鮮人民の権利は厳しい試練にさらされています。

91．朝鮮を軍事的に圧迫しようとするアメリカの策動とその結果はどうですか？

アメリカが起こした朝鮮戦争と引き続く軍事挑

発と戦争演習は、平和な環境の中で自由に暮らそうとする朝鮮人民の権利を踏みにじる反人権的な犯罪です。

去る３年間の朝鮮戦争の結果、247万余名の平和的な住民が殺害されました。

戦後も60余年もの長期間、アメリカの絶え間のない戦争挑発によって、朝鮮半島は地球上の最も危険なホットスポットとなっており、朝鮮は国を守り、人民の自主的権利を擁護することに国力を集中せざるを得なくなっています。

92．朝鮮を経済的に窒息させようとするアメリカの策動とその結果はどうですか？

数十年間追随国を引き入れて強行しているアメリカの経済制裁と封鎖は、そのあくどさと執拗さにおいてたぐいのないものです。

アメリカの対朝鮮経済制裁と封鎖は、一口で言って、朝鮮を経済的に孤立・窒息させて朝鮮の内部を不安定にし、体制の転覆を図ることにあります。

追随諸国を引き入れて強行するアメリカの対朝

鮮経済制裁と封鎖策動は、主権国家の発展権を遮り、人民の人権享有に甚大な否定的影響を及ぼす反人権的・反人倫的犯罪であり、戦時における大虐殺に匹敵する極悪な犯罪です。

93. アメリカが主導する朝鮮人権騒動の本質は何ですか？

アメリカと追随勢力の朝鮮人権騒動の目的は、ありもしない朝鮮の「人権問題」を大々的に世論化し、国際問題にならせることで、朝鮮の国際的権威を失墜させ、「人権擁護」の美名の下に朝鮮の社会主義体制を覆すことにあります。

軍事的威嚇だけでは朝鮮の社会主義体制の崩壊は不可能だと見たアメリカは、追随勢力を糾合して朝鮮人権騒動の国際化を画策しています。

朝鮮人権騒動の国際化を図るアメリカの策動は、本質上、朝鮮の政治方式と社会体制を認めず、なんとしても圧殺せずにはおかないという強権と専横の極致であり、国際社会に打ち立てられた人権保障制度の基礎を崩す横暴な蛮行です。

94. 朝鮮における人権保障の見通しはどうですか？

政府はアメリカと追随勢力の朝鮮孤立・圧殺騒動が続く中でも、人民の人権保護増進政策を緩めることなく全力をあげてその実現に努めています。

政府の揺るぎのない人民的施策と引き続く人権法制度の整備・完成によって、朝鮮における人権は今後より確実に保障されるでしょう。

95. 朝鮮における人民生活向上の見通しはどうですか？

今、朝鮮で建設している社会主義経済強国は、生産力の発展水準と国民所得が高い国であるだけでなく、人民に豊かで文化的な生活を保障する人民の楽園であるというところに、その真の姿と本質的特徴があります。

朝鮮では、経済建設において提起されるすべての問題を人民大衆の自主的要求と利益を基準にして解決しています。人民生活に直接奉仕する部門の発展を重視し、勤労者に立派な労働生活条件と物質生活条件を保障し、労働党と国家の人民的施策を拡大して人民生活を絶えず向上させています。

農業と水産業、軽工業部門で生産突撃戦を力強く展開し、人民生活向上の突破口を開いています。

96. 朝鮮における保健医療部門の今後の見通しはどうですか？

朝鮮の社会主義保健医療制度は、誰もが治療を受ける心配をせず、健康な体で働き、幸せな生活を享受できる最も人民的な保健医療制度です。

朝鮮では、保健医療事業を発展させて平均寿命と伝染病の予防率をはじめ保健医療指標を世界の先進水準に引き上げ、人民により文化的な生活条件と環境をもたらすことを目標としています。

衛生防疫機関を近代的に整え、伝染病の防止に力を集中し、予防院式医療奉仕に力を入れて罹病率を極力下げています。医師区域担当制を強化して、医師が家庭と労働現場に入って住民と勤労者の年齢別、体質的特性に応じて各種疾病の予防対策を立て、健康管理を責任を持って行っています。現代医学の発展趨勢に即してすぐれた診断・治療法を積極的に取り入れ、現代医学と高麗(コリョ)医学を密接に結びつけ、遠隔医療サービスシステムを完備し、救急医療サー

ビスをはじめ医療奉仕の質を高い水準で保障しています。医科学技術を速やかに発展させ、保健医療部門に対する物質的保障活動を改善しています。

97. 朝鮮における教育部門の今後の見通しはどうですか？

教育事業を発展させて朝鮮を教育の国、人材の国にするのが朝鮮労働党の決心であり意志です。

朝鮮では、人材強国化、全人民科学技術人材化が実現できるように教育体系をさらに完備しています。中等一般教育期間に、革命的世界観の骨格が形成され、完成された中等一般知識と一つ以上の現代技術を身につけた国の有為な人材に生徒を育てることができるように校種体系を完備し、当該地域の経済地理的特性と生徒の個性に応じた教育をさまざまな形態で着実に行っています。各大学では、学術型人材と実践型人材養成の目的に応じて学制を合理的に定め、連続教育体系を発展させて世界的な学者をたくさん育て上げています。全人民科学技術人材化の要求に即して、工場大学、農場大学、漁場大学をはじめ働きながら学ぶ大学を増やし、教育水

準を高めてより多くの勤労者が高等教育を受けられるようにしています。特に、遠隔教育体系をさらに発展させてその優越性を強く発揮させ、テレビをはじめ大衆報道手段を通じた教育にも力を入れて、すべての勤労者が生涯学びながら国の繁栄に寄与するようにしています。

教育条件と環境を一新し、教育部門の物質的・技術的土台を世界的水準に引き上げることを目標としています。国家的に教育を重視し、教育部門に対する投資を系統的に増やし、全社会的に教育部門を積極的に支援しています。大学と各級学校に電子図書館と近代的な科学研究基地、実験・実習基地を立派に整え、活発に運営しています。金日成総合大学をはじめ朝鮮の主要大学を、世界の一流大学と堂々と張り合うことのできる教育と科学研究の中心基地、国際学術交流の拠点にしています。

98. 朝鮮における建設部門の今後の見通しはどうですか？

建設部門で世界的水準の建築物や人民の文化生活条件の改善を図る建築物をより多く建て、人民に一層

豊かな文化的生活をもたらすのが国家の政策です。
　建設部門では、労働党の主体的建築美学思想を指針として、利便性と美学性を優先させる原則が具現された万年大計の記念碑的建築物を最高の水準、最高の速度で建てています。中央と地方の設計陣と建設陣を強化し、設計手段と建設装備、器具・工具を近代化し、乾式工法を奨励し、ゼロエネルギーとゼロ炭素建築技術、知能建築技術を広く取り入れています。建材工業部門では、工場、企業を近代化し、建材の生産を専門化、伝統化し、最新技術を活用して建材の多様化、多種化、国産化を実現しています。大規模発電所の建設をはじめ重要対象建設が強力に推進され、近代的な住宅の建設と寄宿舎の建設、教育の条件と環境を改善するための建設も積極的に行われています。

99．朝鮮における特定対象保護部門の今後の見通しはどうですか？

　政府は、幼児、女性、老人、身体障害者など特別保護対象者の権利をより十分に保護・増進することを重要な課題として、その実現に努めています。

すべての子どもたちを知・徳・体を兼備した人材に育成するために、近代的な教育条件を造成し、教育の内容を近代化する一方、少年団野営所、少年宮殿、少年会館などの改築も進めています。

特に父母のいない子どもたちを国家の責任で面倒を見る原則に従い、初等学院、中等学院の院児たちの成長と健康管理、教育に国家的な関心を払い、育児院、愛育院の建設と食生活の改善、栄養食品と衣服、学用品の供給など、必要な一切の措置を取っています。

朝鮮高齢者保護連盟の活動を強化し、なかんずく身寄りのない高齢者への国家的関心をさらに高める一方、朝鮮障害者保護連盟の活動範囲を拡大し、子どもたちの中で障害の早期摘発、早期回復、障害者芸術とスポーツの発展、障害者職業教育の措置が積極的に取られています。

100. 朝鮮における人権法制度整備完成の見通しはどうですか？

朝鮮は人権保障制度を樹立する上で従前の経験と教訓を踏まえて、人民大衆中心の朝鮮式社会主義

の優位性を一層高めるために人権法制度を不断に強化していくでしょう。

人権法制定事業の効率性を最大限に高め、国際的な人権法規範の要請も十分に参酌する方向で、人権法制度で欠けた部分を新たに規定することと、既存の人権法規範を修正・補充し新たな権利を規定する活動を引き続き推し進め、社会主義人権法システムを発展させていくでしょう。

人権法の制定では、大衆の要求と利益を十分に反映し、彼らが人権法の制定により積極的に参加するようはからうでしょう。

人権法の制定に関与する活動家たちが、大衆の中に入って彼らの意見を広く受け入れるように努め、請願制度をよりよく活用して誰もが、新たに制定ないし修正・補足すべき人権法に、自分たちの意思を十分に提起できるようにするでしょう。

すべての人が国家社会生活上行使すべき人権法の規範と規定について、全面的、体系的に知ることができるよう、人権法の規範や解説図書を分野別に、定期的に出版する活動も活発に進めるでしょう。

ISBN 978-9946-0-1638-2
9 789946 016382 >